令和５年度鹿児島県医師会事業計画

基本方針

令和５年度は、新型コロナウイルス感染症への対応を始めとして、地域医療構想の具現化、地域医療に多大な影響を与える働き方改革、避けて通れない医療のデジタル化、危惧される「かかりつけ医」の制度化など、課題が山積している。医療の偏在解消などを企図した鹿児島県第８次保健医療計画策定への参画のほか、地方の医療圏における、深刻な人材不足への対応も急がなければならない。少子・高齢化に人口減まで加わり、医療は重要な転換期に差し掛かっている。

政府は昨夏「骨太の方針２０２２」で、２０２２年度から２０２４年度の社会保障関係費の伸びについて、「高齢化による増加分に収める」とした。２０２４年度は、診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等、報酬のトリプル改定の年である。財政当局は社会保障費の伸びの圧縮、医療費の抑制を企図しており、これまでにない厳しい改定が想定される。覚悟して議論を深めたい。

政策課題のなかでは、医師の働き方改革と、かかりつけ医機能の制度整備が注目される。２０２４年４月からは、医師の時間外労働上限規制が始まるが、勤務医師の残業時間が、法に則り管理されると、今の医師数では足りない。「派遣」への不安と危惧が郡市医師会にある。救急医療への影響も考えられ、混乱を招かないために対策を急ぐべきである。

かかりつけ医機能の制度整備は、これからの地域医療にとって重要な課題だ。財務省は、機能の明確化、認定制、事前登録などを主張しているが、我々は、かかりつけ医の機能を充実し、強化していくことが、国民の期待に応えることだと考える。制度化によりフリーアクセスが制限されることはあってはならないし、かかりつけ医を選ぶのは住民であることを、肝に銘じておきたい。

デジタル化については、オンライン診療（初診を除く）やオンライン資格確

認、電子カルテ、電子処方箋など、効率的で質の高い医療を目指して推進を図るべきだ。医療 DX への対応は、人材不足の解決策でもある。

新型コロナウイルス感染症は発症から３年が経過した今も、終息には至っていない。感染には波があるものの、政府は「経済を活性化させる」などとして、「２類相当」から「５類」に引き下げることを決めた。ただし、感染対策や医療機関への支援など課題は残っており、慎重な対応を望みたい。我々は今後も感染防止対策などに取り組んでいく。

鹿児島県における地域医療は、医療・介護の人材不足で深刻な状況にある。地方では閉院が相次いでおり、中核医療機関としての医師会立病院も人材確保が厳しさを増している。過疎による患者の減少、医師の高齢化、後継者不足などが進行すれば、医療の一部が崩壊しかねない。いまこそ、地域の実情に応じた「機能分化」と「連携・提携」を推し進めるべきだろう。人材確保も待ったなしだ。独自事業の人材確保対策「はやぶさプランⅡ」と「鹿児島県医師修学資金貸与医学生・卒業医師と出身地首長・郡市医師会等との意見交換会」に加え、「郡市医師会との意見交換会」も継続する。

以下に重点事業を掲げて推進、実現を目指す。

Ⅰ．重点事業

１．将来を見据えた医療・介護提供体制の構築

（１）県行政が実施する「地域医療構想に係るデータ分析事業（医療・健診・介護データ）」の活用

・病床機能報告、ＮＤＢ、ＫＤＢ、ＤＰＣの見える化を図る

・本事業を活用した各地域の医療・介護提供体制の情報提供

・地域医療構想研修会（県行政との共催）や地域医療構想議長連絡会等を通じた県内外の先進的な取り組み・好事例の共有と活用

（２）令和４年度から始まった外来機能報告制度並びに令和７年度から始まるかかりつけ医機能報告制度、医療機能情報提供制度の拡充に関する情報提供

（３）第８次保健医療計画策定への積極的参加

（４）オンライン診療の適切な利活用並びに離島へき地における遠隔医療などＩＣＴを活用した医療体制の構築

（５）医師・看護職員偏在対策の推進

・県行政、鹿児島大学、地域医療支援センターと連携し、地域枠医師のキャリア形成を踏まえた地域枠制度のあり方（配置先、グループ診療の対応等）の検討、医師偏在対策の推進

・医師会立看護学校の支援、県看護人材確保計画を踏まえた地域偏在対策の推進

（６）県行政や介護関係団体と連携し、介護人材確保と養成の推進

（７）医師会病院を中心とした地域医療連携推進法人制度活用の検討

（８）医師会の組織強化・勤務医・研修医の入会促進と医師会活動への積極的参加の推進

（９）トリプル改定（診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等）に備えた研修会の開催

２．医師の働き方改革への対応強化

（１）医師の働き方改革の推進と地域医療体制の維持を目的に、客観的手法による労働勤務時間把握の推進、３６協定締結の推進、宿日直許可申請の推進

（２）医療勤務環境改善支援センターと連携し、県医師会報やホームページ、研修会等を通じた医師・医療従事者の働き方改革に関する情報発信の強化

（３）医師の勤務実態の把握、医師労働時間短縮計画の作成、医療機関勤務環境評価センターによる第三者評価に向けた準備の推進

（４）女性医師・勤務医の勤務環境整備のため、ワークシェアリング・ワークライフバランス等の啓発

３．危機管理体制の強化

（１）鹿児島県医師会の災害時対応の基盤整備

・災害時（火山災害や原子力災害を含む）における鹿児島県医師会の事業継続計画（ＢＣＰ）の作成

（２）災害医療対策の充実

・災害医療救護計画並びに、災害医療救護活動マニュアル、ＪＭＡＴ鹿児島要綱の周知徹底

・郡市医師会救急災害担当理事連絡協議会・研修会の開催

・災害時の受援・支援のコーディネート機能の確立

・ＪＭＡＴ鹿児島の人材育成（ＪＭＡＴ要員・ロジスティックス・総括コーディネーター等)

・県内外の大規模災害時（桜島大噴火、地震・津波、原発事故等）や化学兵器・生物兵器によるテロに備え、県行政や関係機関（ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ、ＤＨＥＡＴ、ＪＲＡＴ等）と連携した想定訓練（ＥＭＩＳ含

む）を毎年実施

・県行政や九州医師会連合会との災害医療救護協定及び、県医師会・県歯科医師会・県薬剤師会・県看護協会の四師会による「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づく、より実践的な連携強化

（３）感染症対策

新型コロナウイルス感染症など、新興感染症に対する関係機関や専門家等と連携した危機管理体制の強化

４．新型コロナウイルス感染症対策の継続

（１）適切な感染予防対策の推進

・県民への感染対策の啓発、保育所、幼稚園、学校での対策について関連団体、教育委員会と連携した感染対策の推進

・会員医療機関及び介護・福祉施設の感染対策の推進

・会員医療機関への感染対策に関する定期的な研修（全ての会員医療機関の参加を促す）

・追加接種、小児へのワクチン接種の推進

（２）医療提供体制の確立

・医療機関における外来・入院診療並びに検査機能の継続

・郡市医師会並びに県行政（特に保健所）・各自治体、関係団体等との連携強化

Ⅱ．一般事業

１．生涯教育と医道・倫理の高揚

（１）日本医師会「医の倫理綱領」「日本医師会綱領」「医師の職業倫理指針」、鹿児島県医師会「医道倫理綱領」「医師の心得」を広く周知徹底し、会員の倫理及び資質の向上を図るとともに、上記指針等の内容について

検討する。

（２）認定「かかりつけ医」制度を推進し、かかりつけ医機能の充実及びかかりつけ医の質の向上に寄与するとともに、県民へかかりつけ医・かかりつけ医療機関の普及・啓発を行う。

（３）日本医師会かかりつけ医機能研修制度と、鹿児島県医師会認定「かかりつけ医」制度の統合へ向けて啓発活動の強化並びに応用研修会及びかかりつけ医機能に関する研修会への積極的な参加を促す。

（４）県民から「患者さんの声ダイヤルイン」へ寄せられる疑問・要望・意見などを医療機関・郡市医師会にフィードバックし、信頼を構築して医療機関と患者さんの相互理解を深めるとともに、県医療安全支援センター等関係団体との連携を図る。

（５）診療情報の提供について、日医の「診療情報の提供に関する指針」並びに改正個人情報保護法に基づき対処できるよう厚生労働省ガイドラインや日医の指針などを広報する。

（６）日本医師会生涯教育制度を広く周知し、郡市医師会と連携を密にして、多くの会員が日本医師会生涯教育認定証を取得できるよう啓発に努める。

（７）日本医師会生涯教育講座および鹿児島県医師会認定講座を充実させ、学術専門団体として、日進月歩の医学・医療に対応すべく教育研修体制の強化に努め、会員の資質の向上を図る。

（８）郡市医師会と連携を密にし、生涯教育自己申告率並びに単位取得率向上のため、積極的に会員への啓発に努める。

２．地域医療構想に基づいた病院・診療所の経営のあり方

（１）医療政策・医業経営委員会において国民皆保険の堅持、社会保障と国民経済等について日本医師会医療経営検討委員会における協議を踏まえ

て検討する。

・医業に関する諸問題等の検討

・物価高騰に対する補助金（診療報酬も含む）確保に向けた三師会の連携強化

・日本医師会との密接な連携及び会員へのホームページ等による速やかな情報提供

・各種の医業経営相談の実施と会員医療機関の医業経営の向上の支援

（２）医療機関の経営の安定・充実に向けて医療機関の税制にかかわるセミナー等を医師協同組合と連携を図りながら実施する。

（３）病床機能再編支援事業（病床削減並びに病院統合に伴う財政支援）の活用事例の周知を図る。

（４）郡市医師会と連携を密にし、地域の現状を把握する。

３．広報活動の推進

（１）対内的広報活動

・会員に重要かつ、わかりやすい情報を迅速に伝達するために「県医師会報」、「県医ＦＡＸニュース」、及び「ホームページ」などの内容の充実

（２）対外的広報活動

・県医師会報折り込み広報「当院から健康・医療ニュース」を通じた県民向けの広報の充実

・ＭＢＣラジオ「ここが聞きたい！ドクタートーク」の継続

・南日本新聞「かごしまドクター便り」の連載継続及び報道関係者との連携・協力（南日本新聞社との懇談など）

・南日本新聞、テレビ各局への花粉情報提供の継続

・ＮＨＫ・ＭＢＣ地上デジタル放送及びＫＹＴホームページへの休日夜間当番医情報の提供

・ホームページ上で健康に関する各種情報（日医ニュース「健康ぷらざ」、日本医師会公式 YouTube チャンネル等）の提供

・本会主催で開催する研修会及び懇談会等についてメディアを通じた県民への広報

４．母子保健

（１）こども家庭庁の創設や成育基本法に基づく成育医療等基本方針の改定を踏まえた子ども子育て支援の取り組みを推進する。

・妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を推進するため、「子育て世代包括支援センター」、「子ども家庭総合支援拠点」等がより有効に機能するよう医療・保健・福祉・教育が横断的に連携できる体制整備

・成長過程にある者等に対する保健に関する施策の推進

（２）育児や少産・少子対策と子育て支援を主軸に活動する。

・子ども医療費助成制度の現物給付（所得制限なく中学生までの窓口負担なし）の実現

・少産・少子・子育て対策（産婦人科医の働き方改革を含めた分娩環境の整備、周産期医療提供システムの整備、小児在宅医療の環境づくり等）の諸施策について、行政や関係機関との積極的な意見交換と体制整備

・県行政、県産婦人科医会並びに県小児科医会等と協力し、ＨＴＬＶ－１母子感染対策を推進

・産婦健康診査事業並びに産後ケア事業の体制整備を図るため、行政、県産婦人科医会並びに県小児科医会等関係機関との連携強化

（３）医療的ケア児支援法に基づく、医療的ケア児及びその家族への支援体制を推進する。

・県医療的ケア児支援連絡協議会と連携し、医療的ケア児及びその家族の地域生活支援の向上

・医療的ケア児支援センター設置に向けた支援

（４）子どもの虐待の早期発見、早期対応の体制整備を図る。

・「子ども虐待の早期発見対応マニュアル（令和元年県医師会作成）」を活用した啓発

・子どもの死因究明制度（ＣＤＲ）の啓発と推進

・市町村の要保護児童対策地域協議会への郡市医師会の積極的参加を推進

（５）行政や県産婦人科医会等関係機関と連携し、性暴力被害者サポートネットワークかごしま（ＦＬＯＷＥＲ）の普及・啓発を図る。

（６）保育園・幼稚園・認定こども園の関係団体との意見交換会などを通じ連携強化を図る。

５．学校保健

（１）学校医活動の在り方を検討するとともに学校健診の充実を図る。

・学校保健活動の充実を図るために、学校医等を対象とした学校保健講習会の開催

・心臓・腎臓糖尿病・成長曲線・運動器検診等の精度向上と事後措置の徹底

・成長曲線の活用に向けたパイロット事業の検討

・学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）小委員会の事業推進

・親と子の健康教室（生活習慣病）活動の支援

・現代的健康課題（喫煙、飲酒、薬物、睡眠障がい、いじめ、不登校、スマートフォン依存、ゲーム障がい、小児生活習慣病等）に対する健康教育について県教育庁等との連携強化

・コロナ禍による子ども達の心身への影響を踏まえた学校保健活動の推進

・てんかんを持つ児童生徒への対応について学校並びに関係者等による連携体制の整備

・学校健診等における虐待の早期発見・早期対応の体制整備

（２）がん教育の推進について、県教育庁や関係機関との連携強化を図る。

（３）特別支援教育を支援する。

・発達障がいなどの子ども達を支援するため、県や関係機関との連携強化

・医療的ケア児支援センターや学校関係者等と連携して小・中学校での医療的ケア児の就学を支援する体制整備

・医療的ケアを更に充実するため、医療と教育現場並びに学校医と訪問看護ステーション等との連携強化

６．精神保健

（１）子どもや高齢者への虐待、ＤＶ（ドメスティックバイオレンス）、いじめ、ひきこもり、薬物依存等の社会問題化している諸問題への対応について精神保健委員会で協議する。

（２）障害者総合支援法や発達障害者支援法に基づき障がい者（児）を支援する体制を整備する。

・発達障害者支援センターなど関係機関との連携強化

・かかりつけ医等が、発達障がいを正しく理解するための研修会の開催

・障害者総合支援法に基づく医師意見書に関する研修会の開催と適正な意見書の記載及び認定審査会等の運営への協力

・精神障がい者（児）の地域移行・地域定着支援の推進への協力

（３）県自殺対策計画、県アルコール健康障害対策推進計画並びに県ギャンブル等依存症対策推進計画に基づく県行政の各種施策に協力する。

・かかりつけ医がうつ状態やうつ病について正しく理解するための研修会の開催

（４）認知症疾患医療センターとの連携強化を図り認知症対策を推進する。

７．産業保健

（１）産業保健活動に従事する医師を増やすため、日医認定産業医研修を充実させ、会員の利便性を考えた単位取得の機会を確保する。

・日医認定産業医研修の在り方について検討し日医に要望

（２）産業医の負担を軽減するための取り組みを行う。

（３）鹿児島産業保健総合支援センターや労働局等関係機関と連携し、治療と職業生活の両立支援をはじめ、産業保健の推進に努める。

（４）メンタルヘルス対策の充実・強化（ストレスチェックへの取り組み）に努める。

（５）日医認定産業医基礎（前期）研修会【14 単位】の開催を検討する。

（６）医師の働き方改革を踏まえ、質の高い医療提供体制の維持と医師自身の健康確保の両立を推進する。

（７）労働安全衛生法の新たな化学物質規制に関する情報を周知する。

８．公衆衛生

（１）予防接種率の向上と接種の安全対策を推進する。

・新型コロナウイルスワクチン接種の推進

・４種混合ワクチン（ＤＰＴ−ＩＰＶ）の接種開始時期（生後２か月）の変更を周知

・ＨＰＶワクチン接種の啓発強化

・定期予防接種数の増加に伴う、適切な接種スケジュールの普及・啓発並びに接種率の向上を図るため、未接種者への再勧奨等の強化

・平成 21 年度から本会、県行政並びに県小児科医会の主催で実施している「鹿児島県子ども予防接種週間（８月）」並びに「日本医師会が主催

する子ども予防接種週間（３日間）」の継続

・県教育庁と協働し、就学時健診での予防接種歴チェックの強化

・県及び市町村に対して、任意予防接種（おたふくかぜ、３種混合ワクチン、Ａ型肝炎、髄膜炎菌等）の公費助成拡大に向けた要望

（２）感染症危機管理対策の充実を図る。

・感染症発生動向調査への協力

・感染症サーベイランスの強化のため、学校欠席者情報収集システム事業の普及・啓発

・風しんの追加的対策等への啓発強化

・新興感染症に対する不断の警戒と対策の検討

（３）医療関連感染対策研修会の開催や、相談窓口の広報等により、医療関連感染対策事業を強化する。

・鹿児島感染制御ネットワーク（ＫＩＣＮ）との連携強化

（４）在宅医療廃棄物を含めた医療廃棄物の適正処理の推進を図る。

・鹿児島県産業資源循環協会等関係機関と連携して適正処理講習会や意見交換等の開催

（５）医療や保健の面における環境問題について「環境に関する日本医師会宣言（2009 年４月２１日）」をもとに検討する。

・会員に対する持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の意識啓発と普及活動

（６）特定健診の受診率の向上並びに、特定保健指導を推進する。

・保険者協議会との連携強化

（７）県がん対策推進計画に基づき、がん予防や早期発見、早期治療に向けたがん医療提供体制の整備に努める。

・ピンクリボン月間（10 月）の普及・啓発活動の推進

・各がん検診の精密検査実施方法及び精度管理の向上を目的に、県や関係機関と連携し医師や医療従事者向け研修会を開催

（８）県循環器病対策推進計画に基づき、循環器病予防及び重症化予防対策に取り組む。

・循環器病対策に従事する医療関係者等を対象に研修会を開催

（９）禁煙支援活動を推進するため講演会を開催する。

（10）肝疾患診療連携体制の整備や医療機関委託無料検査など、肝炎対策基本法に基づく、緊急肝炎対策事業を円滑に実施するため、県や関係機関と連携して取り組む。

（11）データヘルス計画に基づき、県や関係機関と連携し、県民の健康保持増進に努める。

・地方版日本健康会議の開催について、情報収集並びに行政や関係団体等と協議、講演会の開催

・健康課題をテーマに、行政や関係機関と連携して県民向けの健康セミナーを開催

（12）県糖尿病対策推進会議や関係団体と連携協力し、合併症をはじめ糖尿病重症化予防対策に取り組む。

・県が実施する国保ヘルアップ事業に協力し、糖尿病重症化予防検討会や研修会を開催

（13）行政並びに県整形外科医会等関係団体と協力し、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）とフレイルの啓発と予防対策に取り組む。

９．スポーツ医学

（１）「親と子・自然とのふれあい　健康ウオーク」に協力するとともに医療従事者並びに一般県民の参加拡大に努める。

（２）県下一周市郡対抗駅伝競走大会や各種団体の主催するスポーツイベントへの支援・バックアップ体制に協力する。

（３）県教育庁や県スポーツ協会等関係機関との連携強化を図り、県下各スポ

ーツ団体の各種競技会における大会へのドクター派遣等積極的に協力し、実践的活動を推進する。

（４）鹿児島スポーツ医学研究会の開催など学術的活動を行う。

（５）2023 年に鹿児島県で開催される「特別国民体育大会」、「特別全国障害スポーツ大会」に協力する。

１０．救急医療、島嶼・へき地医療

（１）県内各地域の中核病院並びに救急医療機関等の機能を維持し、地域医療を支援するための方策を検討する。

・ドクターヘリの運航状況を把握し、二次医療圏を超えた高次医療機関との連携の在り方を検討

・県全体を俯瞰した三次救急医療体制の在り方を検討。

（２）「かごしま救急医療遠隔画像診断センター」の推進を図る。

・放射線科専門医の協力のもと、読影体制の強化

（３）「救急の日」や「救急医療週間」等を通じ、県民へのＡＥＤの使用法や心肺蘇生法などを普及させ救命率の向上に努める。

・「家庭の救急法（一般向け小冊子）」の改訂

・県民への救急医療に対する正しい理解の普及・啓発

（４）地域における小児救急医療体制の充実を図る。

・小児救急電話相談事業（＃８０００）の円滑な運営と普及カードによる県民への啓発活動

（５）各地域における休日夜間当番医制度の継続のための自治体への働きかけの強化

・各地区の現状分析を実施

（６）島嶼やへき地医療において、特定診療科巡回診療が重要であることから、大学並びに行政等関係機関と緊密な連携を図る。

（７） 日本医師会ＡＣＬＳ（二次救命処置）研修の普及・促進を図る。

（８）地域の現状に即したメディカルコントロール（ＭＣ）の体制強化に向けて、協議会等に積極的に参加する。

（９） 訪日外国人患者受け入れのための医療環境の充実を図る（多言語通訳システム等の広報など)。

(10) 鹿児島県合同輸血療法委員会等と連携し、輸血療法の実施に関する指針及び血液製剤の使用指針に基づき血液製剤使用適正化の推進を図る。

・輸血実施医療機関への輸血療法委員会の設置推進

・離島における血液製剤の融通拠点病院・備蓄所の整備等を国や県行政、日本赤十字社等へ要望

１１．共同利用施設・臨床検査精度管理

（１）医師会共同利用施設間の情報共有、連携強化を含め、今後の在り方について検討を行う。

・県下医師会共同利用施設連絡協議会の開催

（２） 地域医療連携推進法人制度についての検証を行う。

（３）臨床検査の標準化、施設間差是正など臨床検査精度の向上を図るため、臨床検査精度管理調査並びに研修会を開催する。

（４）日本臨床検査標準協議会（ＪＣＣＬＳ）共用基準範囲の普及に努める。

（５）医療法で規定された検体検査の精度確保に必要な事項（標準作業書、作業日誌、台帳等）について、適切に対応できるよう啓発する。

（６） 各種検診の精度管理を支援、推進する。

１２．介護保険

（１）介護保険法の遵守について周知徹底を図るとともに、介護保険施設等における安全管理の徹底に努める。

（２）介護認定審査会、地域ケア会議の円滑かつ効果的な運営に協力する。

（３）主治医意見書の記載がより適切に行えるよう研修会等を開催する。

（４）認知症サポート医の養成や認知症疾患医療センターと認知症サポート医との連携強化に努め、認知症対策を推進する。

（５）県行政・関係団体と連携し介護人材確保・育成に努める。

・外国人材の確保について、県内外の好事例の共有や県行政等と連携し最新情報を発信する。

（６）介護報酬に関する説明会の開催

（７）介護サービス事業者に義務づけられた感染症対策、業務継続の取り組み等の啓発を行う。

（８）各地域における医療・介護のデータ分析（見える化）に基づく地域包括ケアシステムの構築を図る。

（９）県内外の在宅医療・介護連携事業、地域包括ケアの先進的な取り組み・好事例を共有する等、地域包括ケアシステムの推進を図る。

(10) ＩＣＴを活用した医療・介護ネットワークの整備に係る情報提供を行う。

(11) 令和５年度末で廃止される介護療養病床について転換等が円滑になされるよう、県行政と連携して取り組む。

(12) ＡＣＰ（アドバンス・ケア・プランニング）の普及・啓発を行う。

１３．医療情報システム

（１）日医認証局事業の推進に積極的に協力し、医師資格証の普及・活用について啓発し、会員の取得を推進する。

（２）県医師会ホームページの改良と充実に努める。

（３）県医師会ＦＡＸニュースの配信について、ＦＡＸからメールへの移行を推進する。

（４）医療ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）推進に関する情報の収

集及び会員への提供に努める。

（５）医療分野を標的としたサイバー攻撃に備え、医療法上に基づく規定を含め、防犯とセキュリティに関する各種情報の提供に努める。

１４．医師並びに医療従事者確保対策

（１）県医師会独自の医師（研修医・産婦人科専攻医）・助産師・看護師不足対策基金「はやぶさプランⅡ」を推進するため資金獲得に努める。

（２）臨床研修医並びに専門研修プログラムにおける 100 人以上の採用に向けて取り組む。

・県外在住医師のＵターン、Ｉターン促進に、県内の関係機関をはじめ県外大学医学部同窓会等との連携

・鹿児島県初期臨床研修連絡協議会の臨床研修医の確保に係る事業等への協力

（３）地域枠医学生・卒業医師との交流を深め、キャリア形成支援など地域医療支援センター等と連携して取り組む。

（４）診療科偏在の解消に向けて、県・大学などの関係者と連携して検討する。

（５）県医人材バンクの充実を図り、県の「ドクターバンクかごしま」と連携・協力する。

（６）医師会立看護学校への支援及び、看護人材の養成・確保に努める。

・医師会立看護学校への運営助成金の継続

・新卒看護師の県内定着率の向上を図る。

・Ｉターン・Ｕターン、潜在看護師の復職支援など、看護人材確保に向けた県や看護協会等の関係機関との検討する。

（７）改正医療法に則った医療関係職種の業務範囲の見直し（タスクシフト/シェア）を関係団体と連携して対応する。

（８）医師信用組合（学資援助等）、医師協同組合（相続税等対策相談）と共

働しながら開業医の後継者対策に努める。

（９）令和６年４月から開始される医師の時間外労働時間規制に向けて、県、大学等の関係機関との連携を図り、地域医療の堅持に努める。

１５．医療保険

（１）医療保険関係者連絡協議会（五者協議会）の開催

鹿児島県医師会、九州厚生局鹿児島事務所、鹿児島県くらし保健福祉部、社会保険診療報酬支払基金鹿児島支部、鹿児島県国民健康保険団体連合会の五者による協議会を開催し、医療保険全般について一層の相互理解、連携を深める。

（２）鹿児島県保険診療協議会（三者協議会）の開催

鹿児島県医師会、社会保険診療報酬支払基金鹿児島県支部、鹿児島県国民健康保険団体連合会の三者による協議会を開催し、社保・国保の審査の差異の是正と標準的審査機能の充実に努める。

（３）九州厚生局鹿児島事務所と鹿児島県が共同で行う新規個別指導、個別指導及び集団的個別指導が適正に運用されるよう努める。

（４）適切な保険診療･保険請求が行われるよう個別指導等で指摘された事項や疑義について、鹿県医ＦＡＸニュースや保険診療研修会等を通し啓発する。

（５）令和６年度診療報酬改定内容や疑義解釈など最新情報を周知する。

（６）オンライン資格確認及び電子処方せんなど、医療 DX に関する情報を集約し、会員へ周知を図る。また課題を集約し、意見要望をまとめ日医を通じて国へ要望する。

（７）保険者が実施する適正服薬事業へ協力する。

（８）労働者災害補償保険・自動車損害賠償責任保険（労災・自賠）診療の充実を図る。

・労災医療の適切な運用が行われるよう、労災診療協議会と労災保険診療研修会の開催

・自動車保険診療の適切な運用が行われるよう、鹿児島県損害保険医療連絡協議会（鹿児島県医師会、損害保険協会、自賠責損害調査事務所）と自賠責保険研修会の開催

１６．医事紛争・医療安全対策

（１）医事紛争への迅速かつ適切な対応と医療事故の未然防止対策に努める。

（２）日本医師会「医賠責保険制度における『指導・改善委員会』」と協力し、リピーター医師に対する自浄作用活性化を図る。

（３）日医医賠責特約保険の加入率の向上を図る。

（４）医療事故調査制度の啓発を図るとともに、支援団体としての業務を遂行する。

（５）医療事故調査等支援団体連絡協議会を開催し、県内の支援団体間の連携を図る。

（６）医療機関並びに医療従事者に対するインターネット上の誹謗中傷への対策を検討する。

（７）患者の安全確保と医療の質の向上を目指し、医療安全管理、患者への説明と同意（インフォームドコンセント）等に関する研修会等を通じ、啓発を図る。

（８）医療施設等の防火・防災安全体制の徹底に努める。

（９）改正公益通報者保護法による内部通報に適切に対応するための体制整備等について周知する。

１７．防犯協議会・警察協力医会

（１）県医師会防犯協議会において、県警察本部と協力し医療機関並びに医療

従事者が様々な犯罪に巻き込まれないための対策や情報を周知することを目的とした講演会を開催する。

（２）県医師会警察協力医会の活性化を図り、警察協力医の処遇改善、連携強化について検討する。

（３）県に設置された「死因究明等推進協議会」に協力し、本県の死因究明に係る課題解決に取り組む。

（４）死体検案・身元確認業務の推進を図るため、県歯科医師会、県警察本部、鹿児島大学法医学教室、第十管区海上保安本部等と連携して、研修会を開催する。

（５）災害時の死体検案業務への協力体制について検討する。

１８．女性医師会員の支援・交流

（１）医学生・若手医師のキャリア形成支援と交流の推進

・鹿児島大学医学部医学科卒業時に医師会からのメッセージの配布と、医師会への加入促進

（２）妊産婦支援事業の検討

・マタニティスクラブ・パンツの無料貸出事業の運用開始に向けた検討

（３）院内保育・病児保育施設等の訪問

・院内保育、病児保育、学童保育等の質の向上と保育のあり方を考え、現場の訪問を行い医師会報に情報を発信し、共に考え、より良い就業環境の整備

（４）日本医師会女性医師支援センター事業の推進

・「病院長、病院開設者・管理者等への講習会」の開催

・「医学生・研修医等をサポートするための会」を開催

・「女性医師支援懇談会」を開催

・女性医師のキャリア形成と勤務継続の支援

・育児・介護支援等についての啓発
・男女共同参画やワークライフバランスについての啓発
・日本医師会女性医師バンクの普及啓発
（５）日医男女共同参画フォーラム等、医師会活動への積極的参加を促す。
（６）県内各地区の女性医師（開業医・勤務医）との連携を強化
（７）女性医師へ勤務環境整備等に関する調査の実施

１９．勤務医師会員との連携

（１）勤務医師の鹿児島県医師会への一層の加入促進に関する方策を協議する。特に若手医師（研修医等）に対する働きかけを強化する。
・医師会未入会の医師に対し、入会の意義やメリット等をわかりやすく広報する
・加入促進や情報提供ツールとして、LINE を活用した広報を検討する
（２）勤務医師の労務環境改善を図り、ワークシェアリングやワークライフバランスを推進するため委員会で検討を行う。
・鹿児島大学医学部医師会と連携し、勤務医師が積極的に医師会活動に参加できるための環境整備
・医師信用組合並びに勤務医生協の利用案内と、福利厚生事業の充実
（３）産業保健委員会と協働し、「医師の働き方改革検討委員会」を開催し、高い医療提供体制の維持と医師自身の健康確保の両立を推進する。

２０．郡市医師会との連携

（１）郡市医師会長連絡協議会を開催する。
（２）郡市医師会担当理事連絡協議会（郡市医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会等）を開催する。
（３）テレビ会議システムを積極的に活用し、（郡市医師会執行部との Web 会

議開催など）郡市医師会との連携を図る。

２１．会員福祉の増進

・県医師国保組合

・県医師信用組合

・県医師協同組合

・県勤務医師生活協同組合

２２．関係機関等との連携

・鹿児島大学病院並びに教授会との連携を強化

・三師会役員懇談会の開催

・県地域医療対策協議会等

・県保健所長会

・鹿児島大学病院・県立病院・公的医療機関等との連携

・県民総合保健センター

・県産業保健総合支援センター

・県赤十字血液センター

・県訪問看護ステーション協議会

・全日本病院協会鹿児島県支部

・県有床診療所協議会

・各種病院団体

・県老人保健施設協会

・県社協老人福祉施設協議会

・県地域包括・在宅介護支援センター協議会

・県介護支援専門員協議会

・県移植医療アイバンク推進協会

・骨バンク協会
・県骨髄バンク
・県犯罪被害者支援センター
・県リハビリテーション施設協議会
・各科専門部会との懇談会
・県看護協会
・県栄養士会
・県理学療法士協会
・県社会福祉士会
・県ホームヘルパー協議会
・県社会福祉協議会
・認知症の人と家族の会鹿児島県支部

２３．会館の保守・管理運営に関する事項

・会館の利用促進と補修整備の検討と財源確保
・会館利用時の円滑な運営

２４．その他の事項